

平成25年4月19日（金） 衆議院法務委員会 参考人

那須塩原市副市長 渡邊泰之 参考資料

資料番号	資料名	備考
1	AERA 「『連れ去り』容認する司法」 2012.10.29	
2	Japan Times "Child custody injustices hard to fix" 2013.01.04	
3	AFP "Japan eyes change over snatched kids" 2013.02.20	
4	FACTA 「離婚妻『子ども連れ去り』の不 条理」 2012年5月号	
5	子どもを奪われた母親が取り返そうとして 逮捕された記事一覧	日本の裁判の運用では、子どもを 親が先に連れ去れば何ら違法性 を問わない。一方、その子どもを 連れ戻そうとすれば略取誘拐罪 を科すこととしている。
6	日弁連両性の平等委員会ニュース 2010 年10月1日	吉田容子弁護士が「ハーグ条約に 批准すると『国内の子連れ別居』 事案への重大な影響がある」旨を 記述。
7	「子どもの福祉と共同親権」（(財)日弁連 法務研究財団）はしがき	「親権指定にあたっては、まずは 子どもを依頼者のもとに確保す る」ことが、「弁護士の常識」と 記述。
8	女性自身「迷っているあなたへ 離婚 法 律はこんなに女性の味方です」2012.03.29	女性誌を利用し、弁護士らが読者 に離婚を奨励する記事。金銭に関 する記載のみ。子どもの利益など には一切言及なし。
9	VERY「もしも本当に離婚することになっ たら…専門家に聞くメリット、デメリット」 2011年11月号	太田宏美弁護士が「親権争いは最 初の対応が肝心、家を出る場合は 必ず子供を連れて出ること」と指 導。
10	読売新聞「親権欲しさ虚偽DV」	

11	AERA「親権欲しさ虚偽DV」 2012.11.05	虚偽のDVを指南する弁護士がいることに言及
12	インパクション「裁判所職員？の差別発言 ブログ『裁判所職員のぶっちゃけ時事放 談』」 2012年4月号及び当該ブログ抜粋	
13	F P I C (家庭問題情報センター)「F P I Cの面会交流援助を利用したい父母への指 針」	月に1回3～4時間が限度、第三 者が付き添う。1回 15,000～ 30,000円。プレゼントは控えるこ とや、数枚の写真撮影の許可、録 音禁止などのルールあり。
14	カリフォルニア州裁判所ホームページ「監 護権と面会交流権」について (私訳)	
15	インディアナ州裁判所規則「インディアナ 州面会交流指針」	
16	「家族法 (第三版)」(二宮周平著)	継続性の原則と寛容性の原則に ついて言及